

第5期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 「株式の状況」
 - 「新株予約権等の状況」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- 連結計算書類
 - 「連結持分変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

第5期
(2025年1月1日から2025年12月31日まで)
NSグループ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 208,622,400株

② 発行済株式の総数 52,155,600株

(注) 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、「発行可能株式総数」及び「発行済株式の総数」は株式分割後の株式数を記載しております。

③ 株主数 22,155名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
B V ア セ ッ ト 株 式 会 社	23,470千株	45.0%
B C P E S A Y C A Y M A N , L . P .	2,721	5.2
大 谷 彰 宏	2,086	4.0
B C P E S A Y C A Y M A N 2 , L . P .	748	1.4
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	690	1.3
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	548	1.0
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	465	0.8
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	403	0.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	380	0.7
THE BANK OF NEW YORK 134088	300	0.5

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

	第1回新株予約権
決議年月日	2022年7月15日
保有人数 当社取締役（監査等委員及び社外取締役除く） 社外取締役（監査等委員除く） 取締役（監査等委員）	2名 － 1名
新株予約権の数	18,776個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 3,755,200株
新株予約権の発行価額	7,000円
新株予約権の行使時の払込金額	323.85円
新株予約権の行使期間	自 2022年8月1日 至 2032年7月31日
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権は、以下に定めるスケジュールに従って権利確定する。但し、(i)支配権の異動（(4)に定義される。以下同じ。）が生じることになった場合、未だ権利が確定していない全ての新株予約権は、支配権の異動の直前に権利確定し、(ii)新株予約権の割当日から5年が経過する日までの間に本件上場（(4)に定義される。以下同じ。）が実行された場合、以下に定めるスケジュールは1年繰り上げられるものとする。

日付	該当日における権利確定済の新株予約権の累積数（雇用の継続を条件とし、1個に満たない端数を切り上げるものとする。）
2023年8月1日	新株予約権の数×20%
2024年8月1日	新株予約権の数×40%
2025年8月1日	新株予約権の数×60%
2026年8月1日	新株予約権の数×80%
2027年8月1日	新株予約権の数×100%

- (4) 新株予約権者は、以下に定める条件に従い、(3)に従い権利確定した新株予約権を行使することができる。
 - ① 権利確定した新株予約権は、当社株式が日本の金融商品取引所に上場（以下「本件上場」という。）した日から6か月を経過し、かつ、本件上場以降に、当社株式が売却されること又は当社株式が発行されることにより、当社の議決権総数に占めるベインキャピタルグループが保有する当社の議決権総数の割合が25.5%未満となったことをもって行使可能となる。
 - ② ①の定めにかかわらず、a. ベインキャピタルグループにより当社株式の譲渡その他処分がなされ、ベインキャピタルグループが保有する当社の議決権総数の割合が25.5%未満となった場合（但し、本件上場に際して又はそれ以降に当該事由が生じた場合を除く。）又はb. ベインキャピタルグループにより当社株式の譲渡その他処分がなされ、当社の議決権の過半数がベインキャピタルグループ以外の第三者により保有されるとともに、ベインキャピタルグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合であって当社の取締役会決議により権利行使について承認された場合（但し、本件上場に際して又はそれ以降に当該事由が生じた場合を除く。以下a. と総称して「支配権の異動」という。）全ての新株予約権が当該事由の発生の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該事由の発生をもって、それまでに行使されな

った新株予約権は、新株予約権者の別段の意思表示を要することなく当然に当社に対して無償で譲渡される。なお、当社又は当社の指定する者は、新株予約権の行使により新株予約権者が取得した当社株式を、当社が誠実に決定した公正な価額を対価として取得することができる。

- (5) 新株予約権者と当社又はその関係会社との間の雇用又は委任その他業務委託の関係（以下「雇用関係」という。）が終了した場合（新株予約権者の死亡による雇用関係の終了を含む。）、当社又は当社の指定する者は、当社の取締役会の決議に従い、当該終了時点で行使されていない本新株予約権（当該終了時点において権利確定済みの本新株予約権及び権利未確定の本新株予約権の両方を含む。）を無償で取得することができる。
 - (6) 新株予約権者が新株予約権割当契約若しくは新株予約権要項の規定に違反した場合、又は新株予約権者が秘密保持、勧誘の禁止、競合の禁止、誹謗の禁止、議決権の行使若しくは知的財産権の譲渡に関する当社又はその関係会社との契約に違反した場合、当該違反以降、新株予約権者は、本新株予約権の行使ができなくなるものとし、当社又は当社の指定する者はいつでも本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (7) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約に定める。
2. 2025年10月11日付にて行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	91百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、東京証券取引所プライム市場への上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とPwC Japan有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める会計監査人の最低責任限度額としております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社グループは、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として位置づけ、当社グループの全ての役員及び従業員（以下「役職員」という。）を対象として企業理念や企業行動規範等を制定し、その周知徹底を行う。
 - ロ) 当社グループは、内部通報制度を設置し、法令違反行為等に関する行為の早期発見、是正及び防止に努める。

- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループは、取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、当社の「文書管理規程」等によって適切に保存及び管理を行う。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、当社グループのリスク管理について定める「リスクマネジメント規程」などにより組織横断的なリスク管理体制が機能するよう努める。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 当社は、定時取締役会を毎月1回程度開催し、経営方針に関わる重要事項については、事前に経営会議にて十分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとする。
 - ロ) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程の他、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等の諸規程を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程に準じた規程の整備を行わせるものとする。
 - ハ) 事業の運営については連結ベースの中期経営計画や年度事業計画等を策定し、達成すべき目標を設定するとともに、進捗管理を行うものとする。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、当社子会社に対し、「関係会社管理規程」に基づき、営業の現況や業績の見通しなど子会社の重要な情報について、定期的に報告することを義務付ける。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議し、使用人の設置を行うものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

- ⑦ 上記⑥の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、当該使用人の人事考課、異動については、監査等委員会と事前協議の上、実施する。

- ⑧ 当社の役職員（当社の監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告するための体制、及び当社子会社の役職員が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社グループの役職員（当社の監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループに損害を及ぼすおそれのある事実又は法令違反、定款違反若しくは不正行為の事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を当社監査等委員会に報告するものとする。当社又は当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行うものとする。

- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、当社グループの役職員が当社監査等委員会へ報告を行った場合において、当該報告を理由として不利益な取扱いを行ってはならず、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、当社に対して、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理することとする。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会に出席する他、必要と認める当社内の重要な会議に出席することができるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

取締役会は、2025年12月31日現在、社外取締役6名を含む取締役10名（うち監査等委員4名）で構成しており、全役員出席のもと、原則毎月1回開催しております。業務執行状況のチェックの他、重要事項についての審議・決議を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、当社では、執行役員制度を導入しており、監督機能と業務執行機能を区分することにより取締役の職務執行の効率化を図っております。

② 監査等委員の職務の執行

監査等委員会は、2025年12月31日現在、取締役・監査等委員4名（全員が社外取締役）で構成しており、原則毎月1回開催して、監査・監督に関する重要な事項について、協議・決議を行っております。

また監査等委員長は、原則毎月1回、代表取締役社長と意見交換を行っております。

③ 監査室による内部監査

当社では、監査室による当社グループを対象とした業務監査を通じ内部統制システム全般の評価及び改善を実施しております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、資本効率の向上のため、事業運営と財務体質の強化のために必要な内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。内部留保資金については、中長期的な成長のための事業基盤の強化等に有効活用してまいります。

剰余金の配当につきましては、中間及び期末の年2回の配当を行う方針であり、配当性向は50%以上を目標としております。剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。また、当社は毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結持分変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素		
				新 株 予 約 権	確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	合 計
2025年1月1日残高	100	13,978	14,314	149	-	149
当 期 利 益	-	-	6,325	-	-	-
そ の 他 の 包 括 利 益	-	-	-	-	18	18
当 期 包 括 利 益 合 計	-	-	6,325	-	18	18
株 式 報 酬 取 引	-	-	-	1	-	1
配 当 金	-	△6,000	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	18	-	△18	△18
所有者との取引額合計	-	△6,000	18	1	△18	△17
2025年12月31日残高	100	7,978	20,657	149	-	149

	親会社の所有者に 帰属する持分	合 計
	合 計	
2025年1月1日残高	28,541	28,541
当 期 利 益	6,325	6,325
そ の 他 の 包 括 利 益	18	18
当 期 包 括 利 益 合 計	6,343	6,343
株 式 報 酬 取 引	1	1
配 当 金	△6,000	△6,000
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-
所有者との取引額合計	△5,999	△5,999
2025年12月31日残高	28,884	28,884

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下IFRS）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規程に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 日本セーフティー株式会社

2. 重要性がある会計方針に係る事項に関する注記

(1) 金融資産等の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブの金融資産

a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約の当事者となった取引日に当該金融資産を当初認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

b. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおりとしております。

イ. 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

ロ. 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該資本性金融商品からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

c. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、当該金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

d. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産について報告後12か月以内に生じ得る債務不履行から生じる予想信用損失（12か月の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

金融資産について、直近の弁済日より30日超の延滞が発生した場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクの著しい増大があった場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたる全ての生じうる債権不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。また、延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難な状態等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。当社グループの金融資産の「債務不履行」の定義は、IFRS第9号「金融商品」の信用減損の定義に一致し、また社内リスク管理目的に使用されるものとも一致しております。

予想信用損失は、多数の同質的な取引先より構成されているため期日超過の日数等を基に信用リスクの特徴が類似する資産ごと一括してグルーピングを行い、集合ベースで、予想信用損失率及び債権額をインプットとする見積技法により測定しております。予想信用損失率は、過去の信用損失発生の実績率を基礎とし、その直近における変化、及び将来予想的な情報を勘案して決定しております。具体的には以下のように測定しております。

- ・ 報告日時点で信用減損していない金融資産：キャッシュ不足額全額（すなわち、債務者が支払う契約上のキャッシュ・フローと当社グループが受け取る予定のキャッシュ・フローの差額）の現在価値
- ・ 報告日時点で信用減損している金融資産：帳簿価額の総額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値の差額

また、金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

上記のように、予想信用損失の見積りは、債務不履行の予測等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、減損損失額に重要な変動を与えるリスクがあります。

損失評価引当金の当初測定に係る金額は、純損益に認識しております。また、連結決算日現在で認識が要求される損失評価引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入）の金額を、減損利得又は減損損失として純損益に認識しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は、一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接償却しております。

(2) 金融負債

① 非デリバティブ金融負債（金融保証契約除く）

当社グループで保有する非デリバティブ金融負債は、金融保証契約を除き、全て償却原価で測定する金融負債に分類されます。当社グループは非デリバティブ金融負債を公正価値で当初認識しておりますが、償却原価で測定される非デリバティブ金融負債については、公正価値から当該非デリバティブ金融負債に直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。金融保証契約を除く非デリバティブ金融負債については、当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しており、実効金利法による償却については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

② 金融保証契約

金融保証契約とは、入居者が賃借料を支払わなかった場合には当社が代位弁済し、当社は後日、入居者から代位弁済した賃借料を回収する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当該負債は当初認識後、IFRS第9号「金融商品」に従って算出された損失評価引当金の金額と当初認識後から、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額のいずれか高い金額により測定されております。また、予想信用損失の見積りにあたっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を踏まえております。

金融保証契約が付されている取引の内容に関しては、「(11) 営業収益 ① 家賃債務保証サービス」を参照ください。

③ 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(3) 有形固定資産の評価基準、評価方法並びに減価償却の方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。一部の有形固定資産の取得原価については、IFRS第1号の免除規定を適用し、親会社のIFRS移行日現在の公正価値をみなし原価として使用することを選択しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 5－22年
- ・機械装置及び運搬具 6年
- ・工具器具及び備品 3－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) 無形資産（のれんを除く）の評価基準、評価方法並びに償却の方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・顧客関連資産 10年
- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(6) リース

(借手側)

IFRS第16号「リース」において、リースは「資産（原資産）を使用する権利を、一定期間にわたり、対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義され、下記のステップに基づいて、契約にリースを含むか含まないかを判定することが求められております。

ステップ1：資産は特定されているか。

ステップ2：借手は使用期間にわたって資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。

ステップ3：借手は使用期間にわたって資産の使用を指図する権利を有しているか。

リースは、リース開始日において、リース負債及び使用権資産を認識しております。

① リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料総額をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。

リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率で割り引いた現在価値で当初測定しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

② 使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用権資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、対応する原資産が自社所有であった場合に表示される連結財政状態計算書上の表示項目に含めて表示しております。

当初認識後は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として測定しております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法により費用として認識しております。

(貸手側)

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリースをファイナンス・リースに分類しております。ファイナンス・リースは、リース投資未回収総額をリースの計算利率で割り引いた正味リース投資未回収額をその他の金融資産に含めて連結財政状態計算書に計上しております。

リース料収入は、正味リース投資未回収額及びリースの計算利率に基づいて算定した金額を金融収益に含めて連結損益計算書に計上しております。

なお、オペレーティング・リースに分類しているリースはありません。

(7) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又ははまだ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(8) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(9) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

a. 確定給付制度

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値に基づいて算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

b. 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した期間に費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(10) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(11) 営業収益

当社グループが営む家賃債務保証事業においては、「家賃債務保証サービス」及び「家賃集金代行サービス」等があり、「家賃債務保証サービス」では「滞納時の保証」を顧客に提供しており、「家賃集金代行サービス」では「家賃の支払及び集金代行」を顧客に提供しております。

① 家賃債務保証サービス

「家賃債務保証サービス」は、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約として取り扱っており、IFRS第9号「金融商品」が参照するIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」により収益を認識しております。

顧客が保証による便益を享受するにつれて履行義務が充足される性質のものであることから、契約期間（当初保証期間又は更新期間）にわたって収益を認識しております。

② 家賃集金代行サービス

「家賃集金代行サービス」は、家賃の集金代行を実施した時点において履行義務が充足されると判断しており、家賃の集金代行を実施した時点で収益を認識しております。

これらの顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

対価については、原則として、履行義務の充足前に支払を受けており、取引価格については、顧客から支払を受ける保証料、集金代行手数料として算定しており、重大な金融要素や変動対価は含んでおりません。

(12) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、配当を受取る権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として支払利息、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。なお、事業計画等に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、将来の収益に影響を及ぼす契約件数及び契約単価になります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法については、注記「2. 重要性がある会計方針に係る事項に関する注記 (7)非金融資産の減損」に記載しております。

(2) 償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、12ヵ月又は全期間の予想信用損失を見積っております。

予想信用損失の見積りは、過去の期日経過情報に基づく債務不履行の発生率、将来の退去率、家賃滞納率、立替家賃の回収率等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、実際の損失が予想信用損失より過大又は過少になる可能性を、当社グループ経営者が判断しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価で測定する金融資産の減損損失の金額が著しく異なる可能性があります。なお、見積りに用いた主要な仮定は、過去の期日経過情報に基づく債務不履行の発生率及び将来の退去率になります。

償却原価で測定する金融資産の減損については、注記「2. 重要性がある会計方針に係る事項に関する注記 (1)金融資産等の評価基準及び評価方法」に記載しております。

6. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	2,432百万円
無形固定資産	5,363百万円

(2) 当座貸越及びコミットメント契約

(注) 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入金実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,000百万円

(3) 保証債務

家賃保証に対する保証債務	408,190百万円
--------------	------------

7. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	52,155,600株
------	-------------

(注) 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 臨時株主総会	普通株式	6,000	230.08	2025年6月27日	2025年6月30日

(注) 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額(円)」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,825	35.00	2025年12月31日	2026年3月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	4,589,400株
------	------------

(注) 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、主な事業サービスとして、「家賃債務保証事業」を行っております。これらの事業を行うために、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、資金調達については、資金の安全性とコストを勘案しながら、銀行借入を中心に必要な資金調達を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に家賃債務保証事業に付随する金融保証契約及び保証履行による賃借人への求償権であり、取引の相手方の債務不履行による信用リスクに晒されております。

借入金等の有利子負債は、期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③ 金融保証契約に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当社グループでは、契約管理部審査課及び管理統括部にて、「販売管理規程」及び社内の審査基準に基づき、賃借人の信用調査を行っており、その後も定期的に信用状況を把握することで信用リスクを管理しております。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価額を考慮に入れず、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、特定の取引先又は取引先グループに対する信用リスクの過度の集中はありません。

b. 流動性リスクの管理

当社グループは、財務経理部において、金融負債の適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 金融商品の分類

金融商品及び金融負債の分類は以下のとおりであります。

なお、金融資産及び金融負債の公正価値は連結財政状態計算書における帳簿価額に近似しているため記載を省略しています。

(単位：百万円)

金融資産	
償却原価で測定する金融資産	
現金及び現金同等物	15,983
営業債権及びその他の債権	11,782
差入保証金	298
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	
匿名組合出資金	2
合計	28,065
金融負債	
償却原価で測定する金融負債	
営業債務及びその他の債務	3,792
借入金	25,868
合計	29,660

② 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものと認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありません。

a. 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル2に区分しています。

イ. 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

ロ. 差入保証金

敷金及び保証金は償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債権の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

ハ. 借入金

借入金は全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2に分類しております。

b. 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の測定方法は以下のとおりです。

匿名組合出資金

匿名組合出資金の公正価値については、修正純資産法により算定しており、レベル3に分類しております。

公正価値の測定で用いている重要な観察可能でないインプットは非流動性ディスカウントの30.0%であり、非流動性ディスカウントが上昇した場合には公正価値は減少する関係にあります。

観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(資産)				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
匿名組合出資金	—	—	2	2
合計	—	—	2	2

レベル3に分類された金融商品については、財務経理部責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は財務経理部責任者によりレビューされ、承認されております。

当連結会計年度におけるレベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	3
利得及び損失合計	3
純損益 (注)	3
購入	—
売却及び償還	△4
期末残高	2

(注) 連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
顧客との契約から認識した収益	
家賃集金代行サービス	2,986
その他	628
計	3,614
その他の源泉から認識した収益	
家賃債務保証サービス	26,213
合計	29,826

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。顧客との契約資産は発生しておりません。

当社の連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は、営業債権及びその他の債権に表示しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	302

なお、連結財政状態計算書において、IFRS第9号「金融商品」に基づく家賃債務保証サービスに係る前受金を金融保証契約に表示しております。主に家賃債務保証サービスに係る前受金であり、契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益に振替えられます。金融保証契約の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
金融保証契約	10,869

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、「残存履行義務に配分した取引価格」のすべてが「(2)契約残高」に記載している「金融保証契約」に係る残高であります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年以内	10,780
1年超	90
合計	10,869

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	550円94銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	121円27銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	113円66銭

当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益」及び「希薄化後1株当たり当期利益」を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

当社は、2025年10月10日を効力発生日として、連結子会社であったNSグループ株式会社（以下「旧NSグループ」とする。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同時に商号を株式会社BCJ-53からNSグループ株式会社に変更いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 合併の背景及び目的

経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策をより迅速に遂行すること等を目的として実施いたしました。

② 合併の趣旨

a. 合併の方法

当社を存続会社とし、旧NSグループを消滅会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）です。

b. 合併の日程

決定日	: 2025年8月25日
吸収合併契約締結日	: 2025年8月25日
合併の効力発生日	: 2025年10月10日

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であり、旧NSグループにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも吸収合併契約承認に関する株主総会を開催いたしません。

c. 合併に係る割当の内容

旧NSグループは当社の完全子会社であるため、本合併による株式及び金銭等の割当はありません。

d. 吸収合併存続会社となる会社の概要

名称	: NSグループ株式会社（合併同日付で株式会社BCJ-53から社名変更）
資本金	: 100百万円
事業内容	: グループ会社管理

(2) 実施した会計処理の概要

本吸収合併は共通支配下の取引として処理しています。当社グループは、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							新株予約権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	100	25	13,952	13,977	△264	△264	13,812	145	13,958
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					5,337	5,337	5,337		5,337
剰 余 金 の 配 当			△6,000	△6,000			△6,000		△6,000
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△6,000	△6,000	5,337	5,337	△662	-	△662
当 期 末 残 高	100	25	7,952	7,977	5,072	5,072	13,150	145	13,295

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・機械及び装置 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、給付見込に基づく額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生した当事業年度に一括して費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、当社の子会社に対する人事・経理等の経営管理業務の提供による業務指導料です。子会社との業務委託契約に基づいてグループ管理業務を提供する履行義務を負っております。当該業務委託契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(日本セーフティー株式会社の株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

42,642百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。子会社株式の実質価額が取得価額に比べて著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮したうえで、評価損を計上しております。

なお、日本セーフティー株式会社の株式は超過収益力等を反映した価格で取得しており、事業計画と当事業年度を含む過去の実績値の比較及び将来の事業計画により超過収益力が減少していないかどうかを判断しております。

子会社株式の実質価額の評価に必要な事業計画の見積りにおける主要な仮定は、営業収益の前提となる契約件数及び契約単価であります。

日本セーフティー株式会社の株式の評価については、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うものであり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

716百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では繰延税金資産について、将来の課税所得の十分性やタックスプランニングを基に、回収可能性があると判断される金額を計上しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は当社の収益である業務指導料の算定基礎となる日本セーフティー株式会社の営業収益の金額であります。

繰延税金資産の評価は、将来の課税所得の見積りと税務上の実現可能と見込まれる計画に依拠しており不確実性を伴うため、仮に将来の市場環境や経営成績の悪化により将来の課税所得が見込みを下回る場合は、繰延税金資産の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	779百万円
(2) 保証債務	
以下の会社について、債務保証を行っております。	
日本セーフティー株式会社	1,400百万円
(注) 日本セーフティー株式会社の銀行に対する債務について保証を行ったものであります。取引額には、保証債務の極度額を記載しております。保証料は受領しておりません。	
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	781百万円
短期金銭債務	1,569百万円
長期金銭債務	4,096百万円
(4) 取締役に対する金銭債務	
短期金銭債務	99百万円
長期金銭債務	23百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	632百万円
営業取引以外の取引高	
支払利息	8百万円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,089百万円
未払費用	81百万円
その他	77百万円
繰延税金資産小計	1,248百万円
評価性引当額	△529百万円
繰延税金資産合計	718百万円
繰延税金負債	
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	716百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	株式会社BiVaホールディングス	被所有 間接 49.0%	役員の兼任 経営管理	マネジメントフィーの支払 (注) 1	375	—	—

(注) 1. 独立第三者間取引を基礎とした一般的な取引条件で行っております。

2. 当社は、2025年10月10日を効力発生日として、当社の連結子会社である旧NSグループ株式会社を吸収合併しており、上記の取引金額は吸収合併後の取引金額を記載しております。なお、吸収合併前の旧NSグループ株式会社と関連当事者との取引金額は以下のとおりです。

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	Bain Capital Private Equity, LP	なし	経営管理	マネジメントフィーの支払 (注) 1	82
	株式会社BiVaホールディングス	被所有 間接 49.0%	役員の兼任 経営管理	マネジメントフィーの支払 (注) 1	75

(2) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	NSグループ株式会社 (注) 1	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注) 3	6,000	—	—
			役員の兼任	利息の支払 (注) 3	137	—	—
	日本セーフティー株式会社 (注) 2	所有 直接 100.0%	経営指導	経営指導料の受取 (注) 4	632	売掛金	767
			資金の借入	資金の借入 (注) 3	—	関係会社 長期借入金	4,096
			資金の借入	利息の支払 (注) 3	8	未払費用	64
			債務保証	債務保証 (注) 5	1,400	—	—
			支払委託	費用等の支払委託	1,325	未払金	1,505

(注) 1. 当社は、2025年10月10日を効力発生日として、連結子会社であったNSグループ株式会社（吸収合併消滅会社）を吸収合併し、商号を株式会社BCJ-53からNSグループ株式会社に変更いたしました。上記の取引金額は2025年1月1日から吸収合併までの取引金額を記載しております。

2. 日本セーフティー株式会社との取引金額は、(注) 1の吸収合併以後の取引金額を記載しております。
 3. 借入利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 4. 業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。
 5. 日本セーフティー株式会社の銀行に対する債務について保証を行ったものであります。取引額には、保証限度額を記載しております。保証料は受領しておりません。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	252円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	102円35銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	95円92銭

当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

当社は、2025年10月10日を効力発生日として、連結子会社であったNSグループ株式会社（以下「旧NSグループ」とする。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同時に商号を株式会社BCJ-53からNSグループ株式会社に変更いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 合併の背景及び目的

経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策をより迅速に遂行すること等を目的として実施いたしました。

② 合併の趣旨

a. 合併の方法

当社を存続会社とし、旧NSグループを消滅会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）です。

b. 合併の日程

決定日	：2025年8月25日
吸収合併契約締結日	：2025年8月25日
合併の効力発生日	：2025年10月10日

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であり、旧NSグループにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも吸収合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

c. 合併に係る割当の内容

旧NSグループは当社の完全子会社であるため、本合併による株式及び金銭等の割当ではありません。

d. 吸収合併存続会社となる会社の概要

名称	：NSグループ株式会社（合併同日付で株式会社BCJ-53から社名変更）
資本金	：100百万円
事業内容	：グループ会社管理

(2) 実施した会計処理の概要

本吸収合併は共通支配下の取引として処理しています。当該合併に伴い、抱合せ株式消滅差益5,855百万円を特別利益に計上しています。